

# 広報 みつえ

Public Relations  
MITSUE

令和6年4月1日発行

2024

4

No.424



## CONTENTS

- |                          |                               |                    |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------|
| <b>P1</b> 御杖中学校卒業式       | <b>P9</b> 診療所だより              | <b>P25</b> 図書館だより  |
| <b>P2</b> 村長施政方針         | <b>P10~11</b> お知らせ①           | <b>P26</b> 駐在所だより  |
| <b>P3~5</b> 令和6年度予算      | <b>P12~13</b> 地域学校パートナーシップだより | <b>P27</b> 姫石の湯だより |
| <b>P6~8</b> 保健福祉センター情報 他 | <b>P14~24</b> お知らせ②           | <b>P28</b> みつえニュース |

# 令和6年度 村長施政方針 要約

この掲載文は、原文を3分の1程度に要約したものです。文脈の雑然にはご理解をお願いいたします。

新年度の始まりにあたり、所信と主要施策の概要を申し述べ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ● 国内外の情勢と編成方針

ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、イスラエル・パレスチナ情勢など、予断を許さない状況が続いております。今や世界経済は、私たちの生活に密接に関連しており、サプライチェーンの混乱、エネルギー問題や物価高騰など国民の生活や経済活動へ影響を長期化させています。

このような中、すべての村民が快適に暮らせるよう、引き続き長期総合計画に基づきながらも、社会情勢の変化や村民のニーズに寄り添った施策を講じてまいりたいと思います。

## ● 令和6年度における施策の展開

次頁にも記載のとおり、一般会計予算は、25億7,300万円で昨年度当初予算から1億9,100万円(6.9%)の減額となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画の基本目標に沿ってご説明申し上げます。

### 創造の杖(農業・林業・商工観光)

農業では、農家の経営基盤強化に向け効率化・省力化を図るためのスマート農業導入支援に取り組み、林業では、引き続き施業放置林の適正な管理や担い手対策などを進めるとともに、本格稼働しました温泉の薪ボイラーによる間伐材の有効活用により村内林業の活性化を推進します。

みつえ温泉、体験交流館などの観光施設の設備改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度を高めるため、取り組んでまいります。さらに、旅行村の魅力をアップさせるリニューアル事業を進めてまいります。

観光交流促進関連のイベント事業は、引き続き本村の魅力のPRを行い、関係交流人口の拡大に努めていきたいと思ひます。

### 育成の杖(子育て・教育・歴史文化・健康・福祉)

子育て支援については、医療費助成・保育料や給食費の無償化・予防接種費用の助成等を継続しつつ、更なる充実を図るため、小中学生の修学旅行費用の支給拡大を行い、独自の取り組みである人材育成塾も運営を続けます。

健康の維持・増進のため、引き続き検診や予防接種の事業に取り組むとともに、新たに带状疱疹ワクチン予防接種助成を行います。

本村の高齢者支援・地域福祉の拠点となりますケアハウス施設の設備改修や保健福祉医療総合センターの改修を行い、多くの利用者が、快適に施設を利用できるよう取り組みます。

### 環境の杖(生活基盤・生活安全・人権)

舗装補修、道路の法面対策、橋梁の長寿命化補修事業、配水管路布設替えは、年次計画的に行ってまいります。

救急防災対策の推進として、地域防災計画や防災マニュアルの改訂を行い、村民が安心して暮らせるむらづくりの取り組みを進めてまいります。

また、地域防犯の推進として、各大字の主要道路に防犯カメラの設置を行います。

## ● 結びに

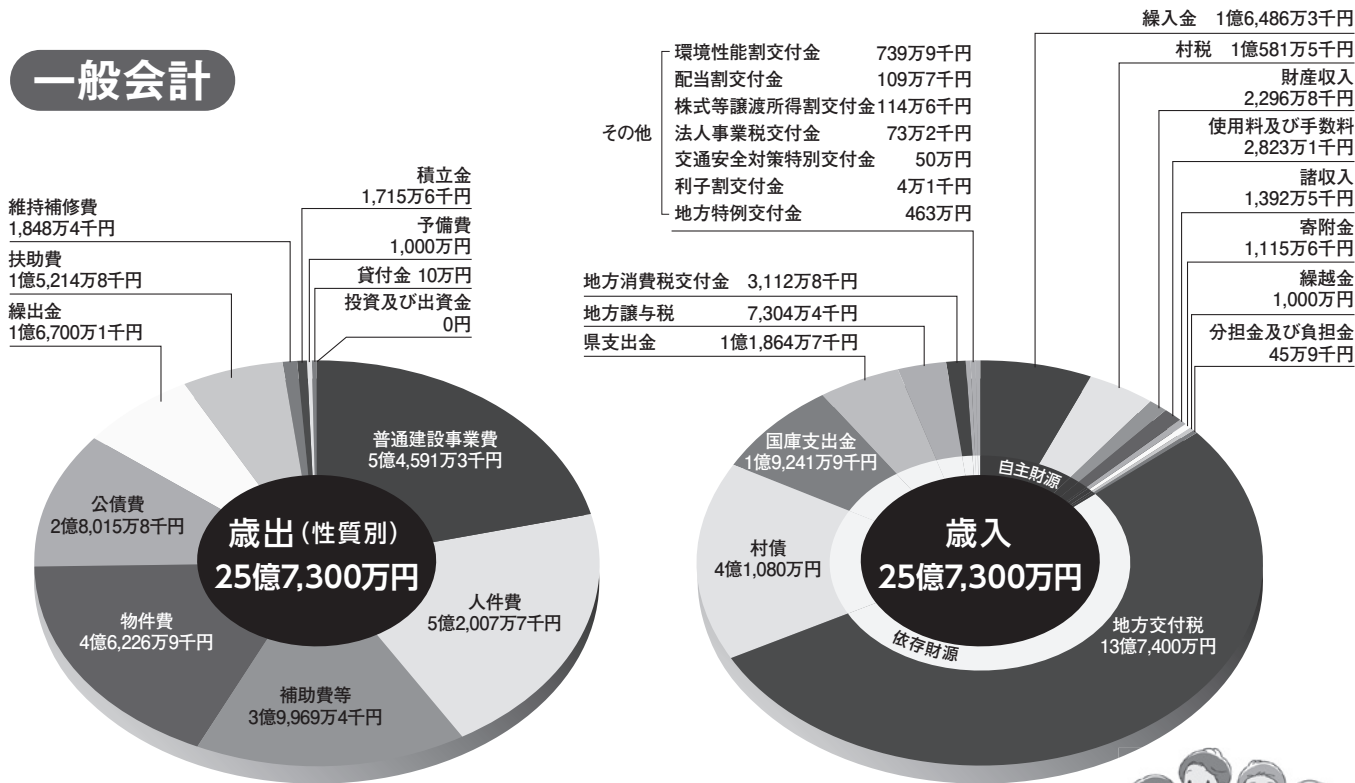
以上、令和6年度に向けた施政方針と予算案の概要について申し上げます。当面の3つの大きな課題として、地域公共交通の再構築、伊勢本街道の保存活用、旧小学校の利活用につきまして、積極的に取り組み、村民の皆さまと一緒に、安心・快適な村づくりを進めてまいりたいと思ひます。

# 令和6年度 一般会計予算

一般会計予算は25億7,300万円で、前年度当初予算に比べて1億9,100万円、6.9%の減額となっています。簡易水道事業は特別会計から公営企業会計に移行し、その収益的支出及び資本的支出の合計は1億4,426万2千円です。その他の特別会計を合わせた村全体の予算総額は約35億2,859万3千円となりました。

一般会計 **25億7,300万円** (対前年度比6.9%減)  
 特別会計……………**8億1,133万1千円** (対前年度比18.0%減)  
 企業会計……………**1億4,426万2千円** (対前年度比 皆増)  
 全会計 **35億2,859万3千円** (対前年度比6.0%減)

## 一般会計



一般会計 村民1人当たりの予算 **1,839,170円**  
 (令和6年3月1日現在人口 1,399人)



## 目的別から見たお金の使い方

※( )内は村民1人当たりの金額。(令和6年3月1日現在の総人口1,399人で算出)

<b>公債費</b> 村債やその利子の返還のために <b>2億8,015万8千円</b> (200,255円)	<b>民生費</b> 福祉・医療のために <b>6億6,679万7千円</b> (476,624円)	<b>総務費</b> 行政運営のために <b>5億8,549万3千円</b> (418,508円)	<b>農林水産業費</b> 農林業の振興のために <b>1億5,198万円</b> (108,634円)
<b>土木費</b> 道路や村営住宅のために <b>2億3,385万6千円</b> (167,159円)	<b>教育費</b> 学校や生涯学習のために <b>1億4,850万7千円</b> (106,152円)	<b>衛生費</b> ごみ処理や病気予防のために <b>1億3,765万2千円</b> (98,393円)	<b>消防費</b> 消防や防災対策のために <b>1億2,229万6千円</b> (87,416円)
<b>商工費</b> 商工業・観光振興のために <b>1億9,971万9千円</b> (142,758円)	<b>議会費</b> 議会運営のために <b>3,634万2千円</b> (25,977円)	<b>労働費</b> 雇用を促進するために <b>20万円</b> (142円)	<b>予備費</b> 緊急時に備えるために <b>1,000万円</b> (7,147円)

# 会計別予算

(単位: 千円・%)

会計名		令和6年度	令和5年度	前年度比		
一般会計		2,573,000	2,764,000	△ 191,000	△ 6.9	
特別会計	簡易水道事業	0	123,216	△ 123,216	皆減	
	国民健康保険	392,254	381,561	10,693	2.8	
	内訳	(事業勘定)	277,216	270,244	6,972	2.6
		(診療施設勘定)	115,038	111,317	3,721	3.3
	介護保険	366,308	440,298	△ 73,990	△ 16.8	
	後期高齢者医療	52,769	43,904	8,865	20.2	
特別会計小計		811,331	988,979	△ 177,648	△ 18.0	
企業会計-簡易水道事業		144,262	0	144,262	皆増	
合計		3,528,593	3,752,979	△ 224,386	△ 6.0	

※企業会計については、収益的支出と資本的支出の合計額。

## 創造の杖(農業、林業、商工観光)

～地域資源を活かした産業の振興～

(単位: 千円)

### ●プレミアム商品券発行事業 23,247

地域経済の活性化対策として、村内の商店等で利用できるプレミアム商品券を発行します。

### ●施業放置林整備事業 30,912

森林環境譲与税を財源とし、森林の保全や水源のかん養など、森林が発揮すべき環境面の機能増進を図るため、施業放置森林の間伐を行います。

### ●米の直接支払交付金事業 9,300

米の価格低迷に苦しむ農家への支援策として、既に廃止された国の制度に代わり、村単独で米の直接支払交付金事業を行います。

### ●新規就農者誘致事業 7,094

地域産業の活性化と就農に意欲のある者を新たな担い手として積極的に誘致するとともに、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対して、農業用設備・機械器具等の導入支援を行います。

### ●スマート農業支援事業 5,100

村内農業のスマート化を推進するため、農業用ドローンの資格取得に係る経費や本体購入費の一部を補助します。

### ●みつえ青少年旅行村リニューアル事業 27,522

前回のリニューアルから18年が経過し、老朽化した施設を改善するとともに、増加するキャンプ客のニーズに対応することなどを目的として、施設リニューアルを進め、さらなる集客を図ります。

### ●みつえ体験交流館塗装工事 24,200

イベント会場等として利用されている体験交流館について、前回平成16年に整備してから20年が経過し、外壁・屋根塗装の経年劣化が顕著になっているため、塗装し直します。

## 育成の杖(子育て、教育、歴史文化、健康、福祉)

### ～地域ぐるみの学び・育ちの推進～

(単位: 千円)

#### ●人材育成塾運営事業 10,421

国際化社会に対応した教育施策の一つとして、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、子どもたちの限らない可能性を広げていくために村営の学習塾を運営します。

#### ●老人福祉センター・保健センター長寿命化事業 151,088

保健センター(診療所)と老人福祉センターの長寿命化を進めます。今年度は保健センターについて実施します。

#### ●ケアハウス設備更新 32,739

施設建設から18年以上が経過し、計画的に施設備品の更新を図ります。今年度は、空調設備、給湯器、特殊浴槽等の更新を行います。

## 環境の杖(生活基盤、生活安全、人権)

### ～安全で快適な暮らしの保障～

(単位: 千円)

#### ●菅野地区配水管布設替 49,500

安全で安定的な給水を行うため、老朽化した簡易水道配水管の更新工事を順次行います。

#### ●橋梁長寿命化補修事業 30,000

安全、安心な道路構造物の保全を図るため、計画的に傷んだ橋梁を補修し、長寿命化を図ります。

#### ●村道舗装補修事業 34,000

道路の安心・快適な通行確保を目的に経年劣化により傷んだ路面の舗装補修を行います。

#### ●村道改良事業 46,000

生活道路や通勤道路としての安全性を高めることはもとより、災害発生時においては、国道369号線からの輸送ルート及び緊急車両の円滑な進入の確保を目的として、村道の拡幅・改良を行います。

#### ●村道災害防除事業 31,000

安全に走行できる快適な道路空間確保のため、道路法面の落石対策等を行います。

#### ●ドクターヘリポート整備事業 9,802

実質運用ヘリポートは神末敷津地域のみであるため、村内中央付近で新たにヘリポートの整備を進めます。

#### ●家庭用不燃ごみ・資源ごみ収集処理 5,990

家庭用不燃ごみの収集に加え、段ボール、ペットボトル、古着等の資源ごみの収集を行います。

#### ●防火水槽整備 4,157

防火水槽の定期点検を行い、優先順位を決め、設置や修繕、有蓋化等が必要な防火水槽を整備します。

#### ●村内主要道路防犯カメラ設置工事 5,419

犯罪の抑制や早期発見のため、村内主要交差点4箇所防犯カメラを設置します。

問 保健福祉課 ☎0745-95-2828 社会福祉協議会 ☎0745-95-2522

行事のお知らせ

項目	開催日および時間	自己負担金	開催場所	申込み	問合せ先
編み物教室	4月 1日(月) 9:00~	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
囲碁・将棋交流会	4月11日(木)13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会
心配ごと相談	4月11日(木)13:30~15:30	無料	老人福祉センター	不要	保健福祉課
健康麻雀	4月25日(木)13:00~15:00	無料	保健センター	不要	社会福祉協議会

筋力アップ教室のお知らせ

- 日 程 12日(金)、19日(金)、26日(金)
- 時 間 13:30~15:30
- 場 所 保健センター2階大広間
- 内 容 指導員による運動教室
- 持ち物 飲み物、タオル ■参加費 無料

無料

★予約は不要です。

見学、途中参加、途中退場も可能なため、お気軽にご参加ください。



みつえっこ広場(子育て支援)

〈日 時〉4月23日(火) 10:00~11:00

〈内 容〉はじめましての会  
『こいのぼりをつくろう!』

〈持ち物〉お茶・タオル・その他必要と思われるもの

〈場 所〉御杖保育所遊戯室または、みつえっこ広場の部屋

〈対 象〉保育所に入所されていない村内在住の小学校就学前のお子さんとその保護者の方

◎毎週月・木・金曜日の9時~12時までは、支援室・園庭の開放をしていますので、気軽にご利用ください

問 みつえっこ広場(御杖保育所内)  
☎0745-95-3138



運動器具の自主利用について

指導員がいない日も運動器具を自由にご使用いただけます。保健福祉課(☎0745-95-2828)に予約のうえご利用ください。

要  
予約

- 開放日 月・火・水・木(祝日を除く)
- 利用時間 9:00~16:00(1時間/1組)  
(都合により開放できない日もあります)
- 1回の利用人数 6人まで ■参加費 無料
- 持ち物 飲み物、タオル、上履き
- 内容 レッドコード®による運動、自転車ペダルこぎ、腹筋運動 など

令和6年4月 奈良県医師会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください。

相談の種類	日 時	予約の要否	主催する部会等
精神科に関する健康相談	4月 8日(月) 9:00~10:00	必要(締切:4/1)	精神神経科部会
目の健康相談	4月 9日(火)14:00~15:00	必要	眼科医会
整形外科に関する健康相談	4月16日(火)14:00~15:00	必要(締切:4/15)	整形外科部会
内科疾患に関する健康相談	4月22日(月)14:00~15:00	必要	内科部会

〈場 所〉奈良県医師会館1階 県民健康サービス室(近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

〈連絡先〉奈良県医師会 TEL.0744-22-8502 FAX.0744-23-7796

元気づくり  
ハンドブックを  
ご活用ください。

みんなで取り組む御杖村の  
健康づくりスローガン

**本気で 高血圧・糖尿病を防ごう!!**

**令和6年度 保健事業カレンダー**

		項目	場所	日程	申し込み方法	
成人の健康のために	集団方式	総合健診 ※特定健康診査 (国民健康保険被保険者・協会けんぽの被扶養者) ※後期高齢者健康診査 ※胃がん・肺がん(結核)・大腸がん・ 前立腺がん・肝炎	御杖村保健センター	7月3日(水) 7月5日(金) 7月6日(土)	申込書は、5月に全戸配布します。  ※但し、国民健康保険、後期高齢者被保険者以外の方の特定健康診査は、各加入医療保険者へ申し込んでください。	
		乳がん検診		10月9日(水)		
	個別方式	特定健康診査・後期高齢者健康診査	県内指定医療機関	8月1日~1月31日		
		胃がん検診	宇陀市立病院	8月1日~2月28日		
		肝炎検査・大腸がん検診	御杖村国保診療所 済生会中和病院 宇陀市立病院 グランソール奈良			
		乳がん検診	同上			
		子宮がん検診	検診可能な医療機関			
歯科健診	宇陀郡・宇陀市の歯科医院					
		<b>こまめに体を動かす</b>	<b>気持ちの切り替えを上手に</b>	<b>体の活力を測ろう</b>	<b>自分の体を知ろう</b>	
		▶筋力アップ教室 毎週金曜日、保健センターにて運動指導士による教室を開催しています。 ▶運動機器の一般開放 ランニングマシン・腹筋マシン・レッドコードなどの運動機器を無料で使用できます。 ▶訪問リハビリ リハビリ専門職が自宅を訪問し相談・指導を行います。	▶こころの健康相談 精神保健福祉士による相談等を行います。	▶体の様々な数値の測定 ○筋肉量 ○基礎代謝 ○血圧 ○血糖値 ○1日塩分摂取量 ○検尿(タンパク・潜血・食塩濃度等) 保健センターでの測定はもちろん、地域の集まりにも出向きます。お気軽にご相談ください。	▶様々な測定用品の貸出 ○血圧計 ○体脂肪体重計 ○塩分測定器 ○検尿試験紙 ○SpO2測定器 ▶自動血圧計の設置 ○みつえ郵便局 ○JAみつえ支店 ○御杖村国民健康保険診療所 ▶健康・体についての学習 ○保健師・栄養士等の健康相談 ○出前講座 ○各種健康教室	
予防接種	●高齢者インフルエンザ予防接種助成 ●高齢者肺炎球菌予防接種助成 ●新型コロナウイルス予防接種助成 ●带状疱疹予防接種助成					
親と子の健康のために	項目		対象	場所	開催日時	
	乳幼児健診(集団方式)		乳児(3か月~12か月) 1.6歳児健診(1.6~1.8歳) 2歳児健診(2.6~2.8歳) 3歳児健診(3.6~3.8歳) ※()内は対象月齢	保健センター	5月15日(水) 9月11日(水) 12月11日(水) 3月5日(水)	
	離乳食幼児食教室、栄養相談		乳幼児・保護者・妊婦	保健センター	10月1日(火) 2月26日(水)	
	定期予防接種	個別接種	ロタウイルス	ロタリックス ロタテック	6週~24週 6週~32週	御杖村国保診療所等 予防接種可能な医療機関  対象者の方にはお知らせをします。
			B型肝炎		2か月~11か月	
			肺炎球菌		2か月~4歳11か月	
			ヒブ		2か月~4歳11か月	
			四種混合		2か月~7歳5か月	
			五種混合		2か月~7歳5か月	
			BCG		5か月~11か月	
			麻しん・風しんⅠ期		1歳~1歳11か月	
			水痘		1歳~2歳11か月	
			日本脳炎		3歳~19歳	
麻しん・風しんⅡ期				みどり組(就学前)		
二種混合		小学6年生				
子宮頸がんワクチン		中学1年~高校1年の女性				
任意	小児インフルエンザ予防接種助成(10月広報参照)					
【お母さんになる人に】		●母子手帳の交付 ●妊娠判定助成(村民税非課税世帯) ●妊婦健診及び妊婦歯科健診助成(かかりつけの産婦人科と歯科医院) ●産婦健康診査事業 ●新生児聴覚検査助成 ●乳房ケア				
		保健福祉課 ☎0745-95-2828				

## 新型コロナウイルス感染症 相談窓口

発熱等の症状のある方や療養中に症状が悪化した方は、**まず、身近な医療機関に電話相談**してください。  
身近な医療機関がない方は、これまでと同様に以下の窓口に電話相談してください。

- **新型コロナ発熱患者相談窓口** ☎0742-27-1132 (平日・土日祝 24時間)
- **奈良県救急安心センター相談ダイヤル**(救急車を呼ぶべきか、受診したほうが良いかなどを相談できる窓口)  
#7119 または ☎0744-20-0119 (平日・土日祝 24時間)
- **奈良県子ども救急電話相談**(子どもの急病時に、看護師が電話でアドバイスする相談窓口)  
#8000 または ☎0742-20-8119  
(平日:18時~翌8時 土曜:13時~翌8時 日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3):8時~翌8時)



## ：令和6年度からの新型コロナワクチン接種について：

令和6年4月1日以降、新型コロナワクチンは予防接種法上、現在の「特例臨時接種」から季節性インフルエンザと同様の「B類疾病の定期接種」として位置づけられます。予防接種の対象者は **①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者** であり、**心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害を有する者** となっており、接種の開始は秋の予定です。詳しくは令和6年10月号広報に掲載予定です。



## 高齢者在宅支援事業のお知らせ

保健福祉課では下記の事業が実施されています。各事業とも在宅におられる概ね65歳以上の方が対象で、事業を利用する際は申請が必要となります。各種事業の申込、詳細については、保健福祉課(0745-95-2828)までお問い合わせください。

事業名	事業対象者	利用者負担額	事業内容
生きがい活動支援通所事業	閉じこもりがちで介護認定を受けていない高齢者	1回:1,000円	「ケアハウスみつえ秀華苑」や「みつえの郷」の生きがいデイサービスへの通所を支援します。
紙おむつ等購入費給付事業	要介護1以上の常時紙おむつを必要とする高齢者	月額最大:5,000円を助成	紙おむつ等の介護用品の購入費を助成します。
生活支援サポーター事業(名称:だいじょうぶ)	高齢者全般	サポーター1人あたり30分100円	ちょっとした困りごとや生活支援が必要な高齢者に対し、簡単な家事や掃除の手伝い、話し相手等をサポートします。
安否型緊急通報システム事業	単身又は高齢者世帯	固定型:月額330円 携帯型:月額660円	ALSOKあんしんケアサポート株式会社を通じて緊急通報装置を設置し、緊急時の対応や相談業務を行います。
「食」の自立支援事業(配食サービス)	傷病等で調理が困難で栄養改善が必要な単身又は高齢者世帯	1食500円	配食を実施することで栄養改善を図るとともに、配達時に安否確認を行います。

## ☆「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。☆

村では、近年の障がい者施策の動向や法制度の変革に対応するとともに、障がいのある人が地域において安心して暮らせることのできる共生社会をめざし、障がい施策の充実に取り組むため、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「御杖村第7期障がい福祉計画」、「御杖村第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

この計画の内容は、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。その中で、村でも庁内関係各課や関係機関等と連携の上、総合的に取り組んでいきます。本計画は、村のホームページでご覧いただくことができます。

**基本理念** | **だれもが だれかの ためになれる むらをめざして**  
~すべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現~

**問 保健福祉課**  
☎0745-95-2828



# 診療所だより その18 糖尿病

別れそして出会いの季節、皆様にも4月には色々な物語があったことでしょう。外来で皆様が経験した物語を聞かせてくださいね！

さて今回は糖尿病について取り上げたいと思います。昨年のニュースで糖尿病の呼称が“ダイアベティス”に変更になるような話が出ておりました。あくまで呼称ということですので、しばらくは糖尿病のままでも大丈夫ですが、いずれ糖尿病という言葉は使いにくくなるかもしれません。なお医師の中にはすでに“ダイアベ”と略して言ってみえる方もいました。

ちなみになぜ変更になるかということ、糖尿病という名前が病気の実態を反映していないからです。血液の中の糖が高いのが問題であり、尿に糖が出ることが必ずしも血糖値が高いことに繋がらないからです。ということで診断は血液検査のみで行います。その診断基準は空腹時血糖値126mg/dl以上、随時血糖値200mg/dl以上が別の日に2回満たした際に診断がつきます。1回だけであったり、微妙に超えない場合は糖負荷試験を行う事がありますが、これが時間がかかる検査ですので、なかなか診療所では行えません。補助診断としてHbA1Cという血糖値の2か月の平均を見る指標もあります。

1	空腹時血糖値	126mg/dl 以上
2	随時血糖値	200mg/dl 以上
3	HbA1C(補助診断)	6.5%以上

※1, 2のいずれかが別の日に2回以上満たした際に糖尿病と診断。  
※3は補助診断

そんな糖尿病の主な病態は、食事等で摂取するカロリーと、糖質を分解するホルモンであるインスリンのバランスが崩れ出した時に発症します。食事等での摂取量が多すぎてインスリン産生が追いつかない場合、インスリンを分泌する膵臓が疲弊してきた場合、または膵臓の

病気などで発症してきます。

ではなぜ糖尿病が怖いと言われるかというと、高血糖状態が続くと、それは血管を傷めていきます。まずは細い血管を傷めることが多く、眼の血管、腎臓の血管、手足の血管などです。眼は糖尿病性網膜症（視野が狭くなる）、腎臓は浮腫みや代謝の障害、手足はしびれや感覚の低下に繋がります。また細い血管だけでなく、大きな血管の病気のリスクも上がり、脳卒中、心臓病などを引き起こしやすくなります。さらには免疫力低下も引き起こします。

糖尿病の治療は①食事療法、②運動療法、③薬物療法となります。まずは食事療法についてですが、そもそも人間の主なエネルギー源は炭水化物、タンパク質、脂質であり、1gあたりのカロリー比は炭水化物4キロカロリー、タンパク質4キロカロリー、脂質9キロカロリーです。これだけ見ると脂質のカロリー割合がすごく多いように見えますが、個人的な経験上、やはり炭水化物の摂取が血糖値上昇に繋がりがやすい印象があります。またタンパク質、脂質は腹もちがしやすいですが、糖質は腹もちが悪く、結果的にたくさん食べがちになります。ですので、白米やパンなどの炭水化物を減らし、その分野野菜や肉、魚類を摂るのが理想的ではありますが、昨今の物価上昇でそれも大変ですね。でもまずは自分がどれだけの白米やパンを食べているか重さを測るだけでも治療の一歩です。そこから始めてみませんか？

運動については、少し息が上がるぐらいのウォーキングもいいとされますが、個人的には筋肉を使う事を意識してもらえればと思います。歩くときは膝を上げて腰や太ももの筋肉を使う意識を、座ってする運動であれば腰やお腹の筋肉を使うように腰の前後屈などがいいかと思っています。

今回はざっくりと全体像をお話ししましたが、治療薬や合併症についても糖尿病の中では大事な話ですので、また取り上げたいと思います。

## お知らせ

**診察時間**  
《午前診療受付》9時～11時まで  
《午後診療受付》14時～16時まで  
《発熱外来》内科診察のあるとき  
(事前に電話で連絡をお願いします。)

- ◎木曜日の午前は整形外科診療あり
- ◎月曜日・火曜日・木曜日は午後の診察あり
- ※月末の水曜日の午前は検査日（投薬・急患のみ）
- 令和6年4月の検査日は4月24日水曜日

御杖村国民健康保険診療所

	○…竹田先生	○(代診)…長谷川先生	◎…川上先生		
	月	火	水	木	金
午前	○	○(代診)	○※	○◎	○
午後	○	○(代診)	往診等	○	往診等
休診日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始 その他、都合により休診となる場合がありますがご了承下さい。				
投薬	投薬の受付・お渡しは診察時間内にお願いたします。 月曜日9:00～16:00 火曜日9:00～16:00 水曜日9:00～13:00※午後往診 木曜日9:00～16:00 金曜日9:00～13:00※午後往診				



# 後期高齢者医療保険料率の算定について

## ◎ 令和6・7年度の保険料率について

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行)令和4・5年度	(改正後)令和6・7年度
・均等割額 50,500円	・均等割額 51,500円
・所得割率 9.93%	・所得割率 10.55%※

※基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06% (R6年度のみ)

## ◎ 保険料賦課限度額の改定

令和6年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

一人当たり上限額	66万円	一人当たり上限額	80万円※
----------	------	----------	-------

※障害認定を除いて、R6.4.1以降に資格取得した被保険者以外等は73万円(令和6年度のみ)

## ◎ 保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】……世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

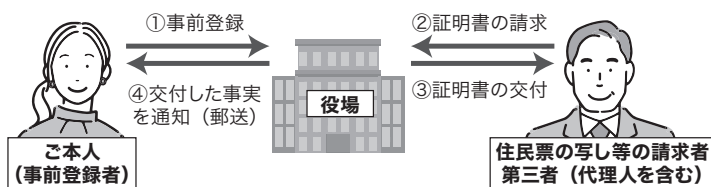
- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)※1	均等割の軽減割
	令和6・7年度
基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下	7割
基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数※2-1)以下	5割
基礎控除額(43万円)+54.5万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数※2-1)以下	2割

※1 軽減の基準となる「10万円×(給与所得者数等-1)」は世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。  
 ※2 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方

# 「本人通知制度」をご利用ください

## 本人通知制度とは



この制度は事前に登録した方の住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人や、第三者に交付した場合に、事前に登録していただいた方に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

不正取得による個人の人権侵害の防止が本来の目的で、本人通知することにより身元調査のための不正請求及び不正取得の抑制や早期発見につながることを期待されます。

## 第三者とは

住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、債権者、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)等を言います。

## 通知の対象となる証明書

- 住民票の写し(除票の写しを含む)
- 住民票に記載された事項に関する証明書
- 戸籍の附票の写し(除票の写しを含む)
- 戸籍謄抄本(除籍、改製原戸籍を含む)
- 戸籍の記載事項証明書

## 通知する内容

- 証明書の交付年月日
  - 交付した証明書の種類及び通数
  - 交付請求者の種別(本人の代理人又はそれ以外)
- ※交付した代理人や第三者等の氏名、住所等の個人情報は本人通知書には記載されません。  
 ※国や地方公共団体からの請求等、通知の対象とならない請求もあります。

本人通知制度の利用には事前登録が必要です

登録できる方… 御杖村に住民票がある方又は本籍のある方(過去にあった方も含みます)

必要なもの…… ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)  
 ・代理人の場合は代理人の本人確認書類及び委任状

登録期間 …… 令和6年4月1日から本人通知登録の有効期間(3年)が廃止になりました。

役場住民生活課で「本人通知制度事前登録申込書」の提出をお願いいたします。

# 御杖村 介護保険料のお知らせ

## 65歳以上の方（第1号被保険者）

御杖村の第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険料の年間保険料は次のとおりです。  
基準額を中心に、所得に応じた負担になるように、令和6年4月から13段階の保険料に分かれます。

**年額保険料基準額:72,000円(月額6,000円)**

※実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。

### ■段階区分と保険料率

所得段階	保険料率	対象者	年額
第1段階	基準額×0.30	生活保護受給者、村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,520円
第2段階	基準額×0.50	村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	34,920円
第3段階	基準額×0.70	村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	49,320円
第4段階	基準額×0.90	村民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円以下の方	64,800円
第5段階	【基準額】	村民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額を合計した額が80万円を超える方	72,000円
第6段階	基準額×1.20	村民税本人課税者（合計所得金額120万円未満）	86,400円
第7段階	基準額×1.30	村民税本人課税者（合計所得金額120万円以上210万円未満）	93,600円
第8段階	基準額×1.50	村民税本人課税者（合計所得金額210万円以上320万円未満）	108,000円
第9段階	基準額×1.70	村民税本人課税者（合計所得金額320万円以上420万円未満）	122,400円
第10段階	基準額×1.90	村民税本人課税者（合計所得金額420万円以上520万円未満）	136,800円
第11段階	基準額×2.10	村民税本人課税者（合計所得金額520万円以上620万円未満）	151,200円
第12段階	基準額×2.30	村民税本人課税者（合計所得金額620万円以上720万円未満）	165,600円
第13段階	基準額×2.40	村民税本人課税者（合計所得金額720万円以上）	172,800円

学校が変われば 地域が変わる  
 地域が変われば 子どもが変わる  
 子どもが変われば 未来が変わる

# 地域学校パートナーシップだより No.7

— みんなで支える学校 みんなで育てる子ども —

御杖村地域学校パートナーシップ事業は、地域と学校が協働して、未来を担う子どもたちの成長を支える取り組みです。令和5年度後半も、たくさんの方々に、さまざまな形でご協力いただきました。活動の一部をご紹介します。

ふるさとでの学びを活かし  
 新しい時代を切り拓く  
 心豊かな子どもを育てていくことを  
 目指しています。

## ふるさと「みつえ」出会い・発見・探求・発信

～ふるさとに誇りを持ち みつえを愛する子供たちに～

### みつえで学ぶ

御杖村の88%が森林で、そのほとんどが、杉や檜の人工林です。人工林は、手入れをしないと災害に繋がってしまうので、森を守るために間伐をします。



【御杖の森林について】小学校4.5.6年

### 児童感想より

- 間伐をしないと根がしっかりとらず、土砂崩れになってしまうんだと分かりました。
- 森林が災害から守ってくれていると知って、びっくりしました。
- 重いチェーンソーを持って木を切って、大変なお仕事だと思いました。
- 時計作りが楽しかったです。部屋に飾ったら、自然な感じがして、ほっとしました。
- 森林がとっても好きになりました！

### 木づかい運動でウッド・チェンジ

林野庁HPより



### 【木づかい運動】

木材を使うことは、森林を守ることに繋がり、森林を守ることは、川や水を守り、災害から自分たちを守ることに繋がっているそうです。

御杖の檜を使った時計作りも、体験させてもらいました。

ご来場ありがとうございました!!



### 【御杖の魅力発信】

小学校5.6年

御杖の木を使ったネームプレート作りやしおり作り、御杖の食材を活かしたレシピ公開など、盛りだくさんでした♪

### みつえを活かす



### 【三峰山クリーンキャンペーン参加】

小学校5.6年

### みつえで体験する



### 【昔の遊び交流会】小学校1.2年



### 【つり干し大根作り】

小学校3.4年



### 【こんにやく作り体験】小学校3.4年

こんにやくを作るのって、こんなに大変なんだ。



みつえで  
創作する

【陶芸教室】小学校全学年

低学年は、カエルやイルカ・サルやパンダなど、好きな動物の花入れを、高学年は、煙突のある家やお城、縄文時代の家など、住んでみたい家の花入れを作成しました。

【御杖の秋で おもてなし】

学習発表会では、出来あがった作品に児童たちが御杖の秋の花を生けて展示。会場を彩り、参観者を楽しませてくれました。

御杖の花や実などを、ボランティアの方が準備してくれました。

みつえからはばたくために



【薬物乱用防止教室】中学校2.3年

中学を卒業後、村を出て社会の風に当たった時に、薬物の危険に巻き込まれないようにと、地域の警察署や薬剤師、民生児童委員(薬物乱用防止担当者)や少年補導員の方々のご協力のもと、薬物乱用防止教室を行いました。

SNSの普及で小学生にまで薬物乱用の被害が広がっており、また年々増加傾向であるとのことで、その危険性について教えていただき、薬物乱用を決してしないことを宣言しました。



地域未来塾  
【放課後学習会】

中学校全学年



地域未来塾  
【受験対策学習会】

中学校3年

部活動のない水曜日の放課後、自主学習の支援を行っています。

今年度は、放課後学習会が17回、受験対策学習会が10回行われ、生徒たちが自主的に参加し、勉強に取り組みました。

組み木細工などの寄贈

寄贈していただいた木馬に乗って♪

長年、御杖村で組み木細工の製作を行い、また学校支援ボランティアとして、子どもたちに木工作りを教えてくださいました松村禎夫さんが、村外へ引っ越しされました。

記念にたくさんの作品を寄贈してくれましたので、大切に使用させていただきたいと思います。

ありがとうございました！



放課後児童一時預かりにて

「学校支援ボランティア」

及び

「地域未来塾講師」

募集中！

子どもたちの育成に、みなさんの知識や技術、お時間やお力をかけていただけましたら幸いです。

問合せ・申込み

御杖村学校協働実行委員会  
(教育委員会事務局)

☎0745-95-2004

編集後記

平成20年より、御杖村学校支援実行委員会が、学校支援ボランティア事業を行ってきましたが、令和2年に御杖村学校協働実行委員会に改名され、新しく立ち上げた御杖村学校運営協議会と共に、パートナーシップ事業を行っています。

団体名や事業名は変わりましたが、この事業は平成20年から変わらず、「学校支援ボランティア」を中心とする地域のみなさまによって支えられています。

この度、御杖村学校協働実行委員会と御杖村学校運営協議会が、「魅力かがやく学校・地域づくり」奈良県教育委員会教育長表彰を受賞しましたが、これもひとえに、長く学校支援ボランティアの活動を支えてくださっている地域の皆さまのおかげです。

改めて、深く感謝申し上げます。

<御杖村学校協働実行委員会事務局>

# 村税についてのお知らせ

皆さんに納めていただく村税は、福祉・教育などの各種行政サービスはもちろんです、村民の皆さんがいきいきと安心して住み続けることのできる環境を整備するための貴重な財源となります。

御杖村では毎年、5月に固定資産税、6月に村県民税（個人住民税）そして7月には国民健康保険税が課税されます。また、今年度より軽自動車の納期限が4月末から5月末に変更となります。

## 軽自動車税（種別割）

軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕作業用等）及び二輪の小型自動車等を所有している方に課税されます。

### 環境性能割

三輪以上の軽自動車を、新車・中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格（取得価格50万円を超えるもの）に対し、環境性能に応じた税率（0%～3%）を乗じて算出されます。なお、賦課徴収は当分の間、都道府県が行うこととなっています。

### 課税されない場合

●次に該当する場合、軽自動車税が減免されます。（毎年申請が必要です。）

○各種障害者手帳所持者名義の軽自動車（障害の程度に応じ、1人につき1台）

○公益のために使用する軽自動車（台数制限無し）……など

各税の納期は次の通りです。

賦課期日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税（種別割）	4月1日	全期										
固定資産税	1月1日	1期		2期					3期		4期	
村県民税（個人住民税）	1月1日		1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	4月1日			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は、各納期月の月末。ただし12月は25日が納期限です。月末が日曜、祝日等に当たるときは、その翌日（土曜日にあたる場合は翌々日）が納期限となります。  
※賦課期日とは、その年度分の納税義務を確定する基準日のことです。また、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増加される場合がありますので、納期内納付をお願いします。

## 固定資産税

御杖村内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有されている次の方に課税されます。

【土地・家屋】・・・土地・家屋登記簿または土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方または法人

【償却資産】・・・償却資産課税台帳に所有者として登録されている方または法人

### 税額

税額は資産の価格を基に算定した課税標準額に税率1.4%を乗じて得た額（百円未満切捨て）となります。

### 課税されない場合

- 次に該当する場合、固定資産税が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものは除く。）
- 村の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
- その年の固定資産の課税標準額が次の金額未満のものについては、固定資産税は課税されません。
- 土地：30万円 ○家屋：20万円
- 償却資産：150万円

## 村県民税（個人住民税）

御杖村に住民登録のある方で、前年中に一定の給与、営業、農業、不動産譲渡、配当や年金等の所得のあった方に課税されます。

### 税額

村県民税（個人住民税）には、「均等割」と「所得割」があります。  
「均等割」・・・村県民税3千5百円＋県民税1千円＋森林環境税1千円

「所得割」・・・課税所得金額×（村県民税6%＋県民税4%）

### 課税されない場合

- 次に該当する場合、村県民税（個人住民税）が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方
- 災害等により個人の所有する資産に損失を受けた方……など
- 「均等割」・「所得割」のどちらも課税されない方
- 生活保護を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入で20万4千円未満）の方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が38万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋26万8千円以下の方
- 「所得割」が課税されない方
- 扶養親族のいない方で合計所得金額が45万円以下の方
- 扶養親族のいる方で合計所得金額が35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋本人）＋42万円以下の方

## 国民健康保険税

国民健康保険の被保険者を有する世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）に課税されます。

令和6年度より、奈良県内統一保険税率となることから、保険税率・税額の改定が行われます。

### 税額

世帯内の被保険者ごとに算定した

所得割額、均等割額及び平等割額の合計金額で課税されます。

### 軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合も含む）及びその世帯の国民健康被保険者の合計総所得金額が次の軽減判定基準以下の世帯については、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

地方税法の改正による、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険も同水準とするため、判定基準を一部変更します。

### ●未就学児の軽減

子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、未就学児の均等割が5割軽減されます。軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を受ける世帯の未就学児については、軽減後の均等割が5割軽減されます。

### ●産前産後期間の国民健康保険料の免除

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、令和5年11月1日以降に産前産後期間に出生した方の産前産後期間の国民健康保険料を免除する制度です。

その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産被保険者の出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

- ※1 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで国民健康保険の被保険者が一人となる世帯を特定世帯といい、最大5年間医療分と支援分の平等割が半額になります。
- ※2 特定世帯として5年間軽減を受けた世帯は、軽減割合を2分の1から4分の1に縮小した上で3年間軽減を受けることができます。この世帯を特定継続世帯といいます。

区分	医療分	支援金分	介護分
課税対象者	0歳～74歳の被保険者		40歳～64歳の被保険者
所得割	7.64%	3.27%	3.03%
均等割(1人あたり)	27,600円×人数	11,500円×人数	16,900円×人数
平等割(1世帯あたり)	20,000円	8,400円	
※1 特定世帯	10,000円	4,200円	-
※2 特定継続世帯	15,000円	6,300円	
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

### 課税されない場合

- 次に該当する場合、国民健康保険税が減免されます。（申請が必要です。）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- 災害等により生活が著しく困難となった方……など

### 軽減判定所得基準表

軽減割合	軽減判定所得基準
7割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円
5割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(29.5万円×加入者数)
2割	43万円+(給与所得者の人数-1)×10万円+(54.5万円×加入者数)

※世帯に一人でも未申告の方がいると軽減を受けることができません。

## 督促手数料

## と

## 延滞金

納期内に納めた人との負担の公平性を図るため、納期を過ぎると督促手数料や延滞金が増算されます。

督促状や催告書、関係部署からの呼び掛け等によっても納付や相談が無く、また誠意が認められない場合は、法律の規定に基づき財産調査を行い、預貯金や給与、不動産等を差押えし、換価（換金）して滞納金や延滞金に充てさせていただきます。

滞納処分のおおよその流れは次のとおりです。



① 期内に納付されないと納期限から20日以内に督促状を発送。手数料として100円が増算されます。

② 督促状で納付されないと金融機関、勤務先等へ給与等財産調査を行います。

③ 未納が継続すると②にて行った財産調査で判明した財産の差押えを行います。

④ さらに未納が継続すると取立や公売により換金し、滞納金に充当。

### 延滞金

完納の日までに応じて計算し加算。  
（1ヶ月間は年2.4%、それ以降は年8.7%）

納付忘れがないように、村税の納付は口座振替が便利です。

村税等は、金融機関等にて口座振替による納付ができます。

納付忘れがないよう、手続きが済みでない方は是非ご利用ください。申請は各金融機関窓口または役場窓口で金融機関の通帳とお届け印があれば可能です。

### 取扱金融機関

南都銀行・大和信用金庫・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行

### 振替日

毎月25日（土日の場合は翌営業日）  
なお、残高不足等で不納となった場合の再振替はできませんので、振替日前には残高確認をお願いします。  
また、コンビニやスマートフォンでの収納も可能ですのでぜひご利用ください。

村税に関する詳細は住民生活課までお問い合わせください。  
▼税に関するお問い合わせ

問 住民生活課 ☎0745-951-20001  
（内線1105・1155）

## 令和6年度 狂犬病予防注射のお知らせ

※登録のある犬の所有者様には案内状が届きます。最寄りの会場で狂犬病の予防注射を受けましょう。

実施日	開始時刻 ~ 終了時刻	実施場所
4/12 (金)	9:30 ~ 10:00	三季館
	10:15 ~ 10:45	土屋原公民館
	11:05 ~ 11:25	敷津産地化センター
	11:40 ~ 12:00	神末体育館
	13:20 ~ 13:45	際土良集会所
	14:00 ~ 14:30	御杖村開発センター(役場前)



狂犬病予防注射手数料 2,850円 と 予防注射済票交付手数料 550円 の計3,400円(一頭につき)をご持参ください。

また、新しく犬を飼い始めた場合は1頭につき3,000円の登録料が別途かかります。なるべくおつりがないようにご協力をお願いいたします。

※獣医の判断などにより当日注射を受けられず、後日かかりつけの動物病院等で予防注射を受けた場合は、役場住民生活課にて【予防注射接種済票】の交付を受けてください(1枚/550円)

### 飼い犬をきちんと登録して、大切な家族を守りましょう!

犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務です。登録されていない犬、狂犬病注射を受けていない犬、鑑札や注射済票をつけていない犬は捕獲・抑留されることがあります。また、保護された場合も飼い主がわからず、報告されずに発見が遅れることもあります。

飼い犬を登録していない、飼い犬に予防注射を受けさせていない、犬鑑札や注射済票を付けていない場合は20万円以下の罰金の対象となることがあります。

室内・室外犬を問わず、新しい犬を飼い始めたときは必ず、役場住民生活課に届け出てください。(犬の名前・犬種・毛色・生年月日 等の情報が必要になります)

Q. どんな時に届け出が必要ですか?

A. 新しく犬を飼い始めた時、犬の所有者が変わった時、引越越しをされた時は、その旨を役場住民生活課に届け出てください。犬が死亡した時も同様に届け出が必要です。

問 御杖村役場 住民生活課 ☎0745-95-2001

## 合併処理浄化槽の設置整備補助制度について

①くみ取り式トイレから水洗トイレ(合併処理浄化槽で汚水処理するもの)への転換

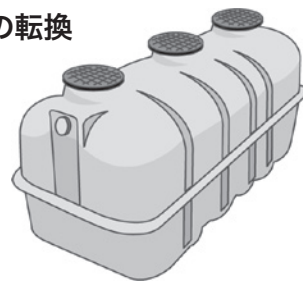
②し尿のみを処理する旧式の浄化槽から、生活排水も処理できる

合併処理浄化槽への転換に対する補助制度があります。

補助金額は浄化槽の規模に応じ、33万2千円・41万4千円となります。

ただし、補助枠には限りがあります。詳しくは住民生活課まで。

問 住民生活課合併浄化槽係 ☎0745-95-2001

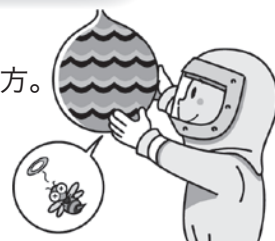


## スズメバチ駆除費用の補助制度について

対象者/ 御杖村内においてスズメバチの営巣している建物・土地の所有者・使用者又は管理者で、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除された方。

補助金額/ 駆除経費の2分の1(100円未満切り捨て)で、その額が15,000円を超えるときは、15,000円を限度とします。

問 住民生活課 ☎0745-95-2001





# 令和6年度 春夏期農作業標準料金決定

過日の農業委員会において、令和6年度の春夏期農作業標準料金が下記のとおり決定しました。  
 なお、この金額はあくまでも目安で定めたものであり、**作業料金には消費税は含まれておりません。**  
 また、地域によって農地の状態や地形等の諸条件が異なりますので、作業の出し手・受け手がよく話し合い、**お互いが納得のうえで金額を決定**してください。

作業項目		金額	備考
賃金	農作業 (男女とも)	9,000円	休憩:3回(午前、昼食、午後) ※昼食は1時間(作業員弁当持参)
作業料金	耕起 (10a)	10,000円	ほ場整備済水田
		12,000円	未整備水田
	代かき (10a)	14,000円	ほ場整備済水田
		15,500円	未整備水田
	耕起～代かき (10a)	24,000円	ほ場整備済水田
		27,500円	未整備水田
機械田植え (10a)	11,000円	ほ場整備済水田	
	12,000円	未整備水田	

## 農業委員会からのお願い

- ◎農地の売買・転用には必ず農地法に基づく許可申請手続きが必要です。
- ◎農地の貸し借りにも手続きが必要となります。
- ◎農地法許可申請書の提出期限は毎月20日締切りとなっています。
- ※当日が閉庁日の場合は前日の開庁日となります。



**問 産業建設課**  
(農業委員会事務局)

## 令和6年度 森林環境譲与税使用事業について

### 森林環境 譲与税とは?

市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

また、森林環境譲与税は森林環境税として令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課する国税として、年額1,000円のご負担をいただくことから、用途等を公表しなければならないとされています。

御杖村では令和6年度森林環境譲与税を以下の事業に使用します。

### 施業放置林整備マネージャー事業

森林をよく知るものを「マネージャー」として選任し、施業放置林の調査や森林所有者の特定を行い、施業放置林の解消に向けた普及啓発活動を実施します。

### 御杖村間伐促進事業

森林の有する多面的機能の維持増進を図り、森林の公益的機能を保持することを目的とし、御杖村内の森林整備を促進します。

### 御杖村木質バイオマスエネルギー供給促進事業

森林の公益的機能を発揮させるため、御杖村内の森林で適正な森林施業によって生産された間伐材などの搬出を促進し、森林資源を木質バイオマスエネルギーへの有効活用を図ります。

### 御杖村施業放置林整備事業

施業放置林の間伐、および間伐木の適切な処置を推進することで、山地災害発生防止をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮を目指します。

### 御杖村森林環境整備事業

道路沿いの森林において倒木等により道路交通に支障を及ぼすことが懸念される危険木を伐採、撤去し、住民の安心安全な生活環境の保全を図ります。

# ち せき 令和6年度 「地籍調査事業」実施のお知らせ

皆さんの貴重な財産である「土地」の位置や面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、御杖村では平成25年度から国土調査法に基づく地籍調査事業を実施しています。

調査対象となる土地所有者の皆さんには、この事業の趣旨をご理解いただき、円滑な調査の実施にご協力をお願いします。



## 地籍調査にご協力を～令和6年度実施計画～

### 土屋原第1地区「笹及～堂前の一部」

- 現地調査を実施し、境界の確認や境界杭の設置等を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには、個別に説明会の開催や調査日程をお知らせします。

### 土屋原第2地区「大野の一部」

- 現地調査に向けた事前準備として、役場職員・地元推進委員・測量業者による実地踏査を行います。

### 菅野第4地区「際土良～泰原の一部」

- 現地調査結果を確認いただく閲覧を行いますので、対象の土地所有者の皆さんには個別に日程をお知らせします。

※既に現地調査を完了した菅野第3地区「東郷の一部」は、登記に向けた事務手続きを進めておりますので、登記が完了次第、土地所有者の皆さんにお知らせします。



## 「地籍調査」とは？

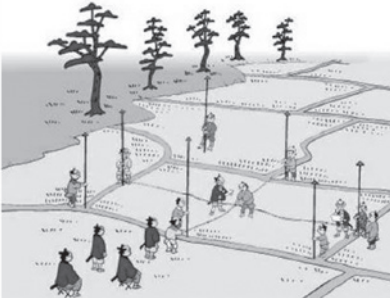
地籍調査とは、主に市町村が主となり、土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地の戸籍」で、個人に「戸籍」という情報があるように、土地についても所有者や地番等の「地籍」という情報があり、民間・行政の様々な場面で活用されています。

## なぜ地籍調査が必要か？

土地に関する記録は登記所（法務局）において管理されていますが、土地の形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図の多くは、明治初期の地租改正時に作られたものを基に作成されたもので、境界や形状が現実とは異なっている場合や、登記簿に記載された土地の面積が正確ではない場合があります。

地籍調査が行われることにより、正確な土地の情報が登記所に送られ、登記簿の記載が修正されるとともに、地図が更新されることになります。

様々な場面で活用される土地の戸籍「地籍」を明確にするため、この調査を実施する必要があります。



地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図

## 地籍調査のメリットは？

地籍調査を実施すると、土地の所有者や境界の位置、面積等が確定することから、次のようなメリットがあります。

- 土地に関するトラブルの未然防止に役立ちます
- 土地取引の円滑化に役立ちます
- 公共事業の円滑化・迅速な災害復旧に役立ちます
- 固定資産税の課税が適正に行われます

## こんな経験はありませんか？



相続をした土地の正確な位置が分からぬ…



自宅の塀を作り替えようとしたが、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた…



土地を購入し、改めて面積を測ると登記簿の面積と違っていた…

## 調査費用は？

地籍調査に必要な測量等の費用は、国・県・村が負担しますので、土地所有者に費用負担を求めることはありません。

ただし、境界確認のための現地立会の時間と交通費等の経費を負担する制度はありませんので、これらの費用は個人負担となります。



問 産業建設課 ☎0745-95-2001 (内線233)

# 補助制度のご案内

※各種事業の詳細については、産業建設課へお問い合わせください。

問 産業建設課 ☎0745-95-2001

## 有害鳥獣防除施設設置補助金

鹿、猪、サルなどによる被害を防除する目的で、農地に設置する金網柵等に要する経費の一部を補助します。

対象者 / 村内に住所を有し村税等の滞納がなく、農作物を作られている方

対象施設 / (1)鹿、猪対策:1施設300㎡以上の村内農地 (2)サル対策:1施設50㎡以上の村内農地

※過去に他の補助制度を活用し金網を設置した農地は除く

対象経費 / 対象施設(農地)を囲むために新設する金網柵の資材費

補助金額 / 対象経費の2分の1を補助 (1)鹿、猪対策:1,500円/1mで総額20万円まで (2)サル対策:5万円/1施設

## アライグマ捕獲器(檻)の貸出し

農作物を食い荒らすアライグマを捕獲し、被害の軽減を図りたい方のために、下記の貸出条件をご了承いただいたうえで捕獲器(檻)の貸出しを行います。

貸出条件 / ・捕獲されたアライグマの引取りは平日のみとなります。

・アライグマ以外の野生動物等(タヌキ、イタチ、猫等)を捕獲された場合は、借用者自身で対応してください。

・捕獲器(檻)は借用者自身の責任で設置し、事故のないよう保管・管理を行ってください。



## サルの追払い用花火支給等

集落単位(常会等)でサルの追払いに取組んでいただく場合、追払い用のロケット花火とその効果の向上を図るため、追払い装備品として帽子・ビブスを支給します。

申込単位 / 集落単位(常会等) 申込期間 / 令和6年4月1日～令和6年11月29日

支給数量 / (1)花火:1回の申請につき20本単位で支給し、上限本数は年間100本まで (2)装備品:活動者数を支給(1回限り)

※花火を安全に使用していただくための講習会を集落単位で受講していただくことが支給の条件となりますので、事前にご相談ください。

## 銃免許(第一種銃猟)取得等補助金

第一種銃猟(散弾銃等)免許及び鉄砲の所持許可を新規に取得し、有害鳥獣の駆除にご協力いただける方に対して、免許取得等に要した経費を補助します。

対象者 / 村内に住所を有し村税等の滞納がない方で、令和7年3月末までに第一種銃猟免許及び鉄砲所持許可を取得し、その後の有害鳥獣駆除にご協力いただける方

申込期限 / 令和6年7月31日まで(申込状況により延長あり) 補助金額 / 対象経費の実費総額を補助(上限:10万円)

対象経費 / (1)第一種銃猟免許経費(講習受講料・受験手数料)

(2)鉄砲所持経費(講習会手数料・資格認定手数料・火薬類譲受許可手数料・教習射撃受講料・所持許可手数料等)

(3)猟銃等購入経費(猟銃購入代・保管庫購入代)



## 暗渠排水設置事業補助金

農業の環境を改善し農業機械での作業性の向上を図るために設置する暗渠排水施設を対象として、その経費の一部を補助します。

対象者 / 村内で農業を営み、かつ申請時において村税等の滞納がない方

対象施設 / 現況が田又は畑である村内農地(但し、過去に補助事業により暗渠排水施設を整備した農地は除く)

対象経費 / 暗渠排水の設置に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額 / 対象経費の実費総額を補助(上限:1,500円/暗渠排水施設1m、総額20万円以内)

## ビニールハウス設置補強支援補助金(新規)

施設野菜を出荷する農業者が農作物の品質向上や生産拡大、風雪害対策を図るために高強度ビニールハウスの設置または既設農業用ビニールハウスの補強に係る費用の一部を補助します。

対象者／認定農業者若しくは認定農業者に準ずる方

※認定農業者に準ずる者とは、過去に認定農業者で現在も農業経営を行っている方

・1年以内に認定農業者となることが確実と認められる方 など

(1) 認定農業者が農業経営改善計画に基づき、ビニールハウスを設置・補強する場合は対象経費の3分の2

(2) 認定農業者に準ずる者がビニールハウスを設置・補強する場合は2分の1

対象経費／(1)設置 アーチパイプ径25.4mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上)及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外

(2)補強 共済加入する既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／(1)設置 φ31.8mm以上使用 4,000円/㎡、φ25.4mm以上使用 2,000円/㎡ (2)補強 500円/㎡  
※総額上限200万円/人

## 新規就農者支援補助金(拡充)

基幹産業である農業の後継者育成と継続的な発展を目指すため、経営基盤や資金に乏しい新規就農者に対し、農業用設備・機械器具等の導入経費の一部を補助します。

対象者／青年等就農計画認定から3年以内の認定新規就農者

### ① 農業用ビニールハウス設置補強補助

対象経費／(1)設置 アーチパイプ径25.4mm以上を使用し、出荷を目的とした農作物の生産のため新規設置する農業用ビニールハウスの資材費(総額50万円以上)及び灌水資材等の付帯設備費 ※労務費は対象外

(2)補強 廃業する農業者からの経営継承を促進するため、既存農業用ビニールハウスのアーチパイプ補強に要する資材費 ※労務費は対象外

補助金額／(1)設置 φ31.8mm以上使用 4,000円/㎡、φ25.4mm以上使用 2,000円/㎡

(2)補強 500円/㎡ ※総額上限300万円/人

### ② 農業用機械購入補助

対象経費／農業用機械の購入費用(下取り価格を除く) ※中古機械等の場合は事前に要相談

補助金額／対象経費の全額を補助(最大:150万円)



## 米の直接支払交付金

近年、米の買取価格の下落や過疎化・高齢化により離農する農家が増加することで、遊休農地が年々増加している状況において、水田は食料の安定供給、地域社会の活力の維持、自然環境の保全等の公益的な機能を有することから、水稻生産農業者に交付金を交付します。

対象者／自ら水稻を栽培する農業者(法人等含む)で、水稻共済細目書に記載されている経営状況面積が10a以上の方

交付単価／15,000円/10a

対象面積／水稻共済細目書に記載されている面積の主食用米作付面積から、自家消費等分として10aを控除した面積

## 担い手加算交付金

担い手農業者(認定農業者等)の生産意欲向上と、経営農地の大規模化推進による耕作放棄地の発生防止を目的に、振興作物の生産・販売に対して交付金を交付します。

対象者／自ら栽培する認定農業者(法人を含む)若しくは人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者で、水稻共済細目書に振興作物(ほうれん草・小松菜・水菜・レタス・白菜・春菊・大根・トマト・大和マナ・南京・アスパラ・ヒノ菜)が記載されている方

交付単価／2万円/10a(認定農業者) 1万円/10a(人・農地プランの中心経営体として位置づけられた農業者)

対象面積／水稻共済細目書に対象作物が記載されている作付面積

## 中山間集落支援交付金

農地生産活動の継続に向けた前向きな取り組みへの支援の一環として、遊休農地や耕作放棄地の抑制と農地の集約化・集積化による新規耕作者の参入しやすい環境づくりのための共同活動経費に対して交付金を交付します。

対象者／第5期対策期間中に中山間地域等直接支払交付金の活動を実施する協定を締結した集落

交付単価／3,000円/10a

交付要件／右記の要件を全て満たすこと (1)年1回以上、担当部署と意見交換会を開催すること

(2)共同作業(農地・農道・水路の維持管理等)に重点を置き、集落活動をすること

# 「やまと姫マラソン 2024 in みつえ」のボランティアスタッフを募集します!

5月12日(日)に開催を予定しております「やまと姫マラソン 2024 in みつえ」で大会運営補助や交通整理などを行っていただける、ボランティアスタッフを募集します。約300名の参加者が御杖村を走り抜けるこのイベントを、一緒に盛り上げましょう! 申し込みについて、詳しくは役場むらづくり振興課までお問い合わせください。  
※詳細につきましては御杖村役場ホームページもしくはむらづくり振興課までお問い合わせください。



**資格** 18歳以上の方(村内外問わず)

**募集人数** 数名

**大会日時** 令和6年5月12日(日) 9:00~13:00頃

**募集期間** 令和6年4月22日(月)まで

**ボランティア内容** 「やまと姫マラソン 2024 in みつえ」での、会場運営スタッフや交通整理スタッフなど

## うだ・アニマルパークでの出展者を募集します。

奈良県東部地域の魅力を発信するため、大和高原(東吉野)観光振興協議会では毎月第3土曜日・日曜日に「アニマルシェ」を開催し、物販・ワークショップ等を行っております。御杖村の魅力を伝えつつ出展いただける方のご応募をお待ちしております。


応募の詳細・出店に関する要件については下記窓口までお越し頂くか、ご連絡ください。

※出展できるスペースには限りがあります。ご応募頂いた後、協議会にて出展者を決定させていただきますのでご了承ください。

**問** 大和高原(東吉野)観光振興協議会  
御杖村役場むらづくり振興課 ☎0745-95-2001



## ペットボトルを回収します

令和6年4月より、再資源化を目的として、古紙、新聞紙、ダンボールの回収に加え、ペットボトルを回収します。表示のある清涼飲料水、醤油、酒等のペットボトルが対象です。ペットボトルは洗浄し、レジ袋等に入れて出してください。回収場所は、不燃物(缶・ビン)の回収場所と同じです。

第1回目は  
**4月19日(金)**  
となっています。

## 古着、古布は資源として排出しましょう

令和6年度より、ごみの減量化施策として、古着、古布を回収します。

回収は年3回を予定しており、今後、ホームページ、広報等でお知らせ致します。

回収場所は「御杖村開発センター」です。ご家庭で不要になった古着、古布を出していただくことで、専門業者が回収しリサイクルされ、ごみの減量化へとつながります。回収出来ない品目もございますので、下記をご確認ください。

**[回収できないもの]**

ふとん類、枕、ぬいぐるみ、カーテン、カーペット、靴、カバン、濡れた衣類、汚れた衣類、縫製裁断くず

**問** 御杖村役場住民生活課 ☎0745-95-2001

ごみの減量化にご協力  
をお願いします。



# 特殊詐欺等防止機能付き 電話器(防犯電話等)購入費の一部を助成します

振り込め詐欺などの特殊詐欺の手口は、悪質で巧妙化しています。  
被害の未然防止のため、高齢者を対象に「特殊詐欺等防止対策機器」の購入費を補助します。

## 対象者

- 次の要件を全て満たす個人
- 村内に住所を有し、かつ同一世帯に満65歳以上の世帯員が含まれていること
  - 村税等を滞納していないこと
  - 暴力団等に該当しないこと

## 補助額

- 補助対象経費の2分の1で、限度額1万円

## 対象経費

- 特殊詐欺等防止対策機器に係る購入費及びその設置に係る費用

## 申請期間

- 予算額に達するまでの間、先着順で受付を行い、予算額に達したら受付を終了します。

☎ 御杖村役場総務課 ☎0745-95-2001(代)



## 優良運転者の表彰申請について

**1** 自動車運転者の交通マナーの向上を図るため、秋に優良運転者の表彰を行いますので該当される希望者は申請してください。

**申請期間** 令和6年5月1日～5月31日

**受付時間** 9:00～16:00(12:00～13:00を除く) ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

**2** 表彰を受けられる資格

- (1) 桜井警察署宇陀警察庁舎管内に住んでおられる運転免許保持者であること
- (2) 自動車及び原動機付自転車の運転を継続して行っていること

**3** 表彰の種別・条件

表彰の種別ごとに条件を充たしていることが必要です。

(1) ベストドライバー顕彰

- 上級顕彰を受けてから1年以上経過していること
- 過去10年以上無事故・無違反で、免許の停止処分を受けていないこと

(2) 緑十字銅章

- ベストドライバー顕彰を受けていること
- 自己責任による交通事故が過去10年以上ないこと
- 交通違反が過去5年以上ないこと
- 運転経験10年以上であること

(3) 近畿交通安全栄誉章

- 緑十字銅章を受けてから5年以上経過していること
- 運転経験20年以上であること
- 交通事故・交通違反が10年以上ないこと

※表彰人数に制限があり選考の上表彰されますので、あらかじめご了承ください。

※その他の表彰につきましては事務局までお問い合わせください。

☎ 桜井警察署宇陀警察庁舎内 一般財団法人 奈良県交通安全協会  
桜井支部協会 宇陀地区協会 ☎0745-82-0110



## 固定資産評価審査委員会委員の委嘱について

令和6年3月11日付で大字土屋原の丸山栄さんが選任され、選任辞令が交付されました。任期は令和7年12月13日までで、固定資産評価に係る不服申し立てがあった場合に、公平かつ中立な立場から審査を行って頂きます。

# 明日香養護学校

## 教育相談・ 学校見学会・ 第1回体験学習の ご案内



# てんいち先生



## 教育相談

**日時** 事前にお電話でお申し込みください。相談日はご希望により調整させていただきます。(土・日・祝日は除く)

**内容** ● 肢体不自由を有する幼児児童生徒の就学や在宅訪問教育について、及び病弱教育対象の生徒の進学に関する相談について  
● 学校生活上の指導・支援について

## 学校見学会

**日時** 5月の末に日を設定して行います。  
(詳細は決まり次第HPに掲載します。)

**内容** 本校(病弱教育部門・肢体不自由教育部門)の概要説明、また児童生徒が授業を受けている様子を見学していただきます。

## 第1回体験学習

**対象** 肢体不自由を有する年長児、小学6年生、中学3年生とその保護者、担任  
病弱教育対象の中学3年生とその保護者、担任

**日時** ● **肢体不自由教育部門**  
小学部：令和6年6月12日(水)13時20分～16時  
中学部： // 6月19日(水)13時20分～16時  
高等部： // 6月26日(水)13時20分～16時  
● **病弱教育部門**  
高等部：令和6年6月26日(水)13時20分～16時

問い合わせ、申し込み

**奈良県立明日香養護学校** 高市郡明日香村川原410  
☎0744-54-3380(担当 教育支援部 辻)

- 学校の概要・詳細については、本校ホームページをご覧ください。  
(「明日香養護学校」で検索してください。)
- 体験学習の申し込み締切は、5月31日(金)必着です。
- 尚、実施方法や開催日を変更する場合がございます。ご理解ご協力をお願いいたします。

## 桃俣多目的研修センター及び 体育館施設管理者の交代について

令和6年4月1日から桃俣多目的研修センター及び体育館施設管理者が山本一子さんから丸本美智代さんに交代されます。  
施設の使用を希望されます方は、  
**丸本美智代さん(☎0745-95-2978)**にお申し込みください。





## 弥勒の月



### ●著者／あさのあつこ

えっ〜この人(あさのあつこ)は時代小説も書くのだと手に取り読み始める。

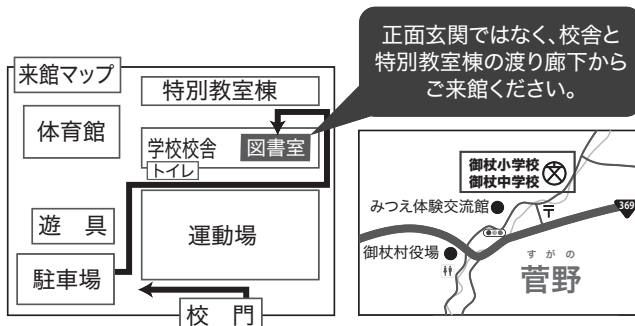
月を眺めていた履物問屋の稲垣屋惣助は、橋から川に飛び込む女の姿を見る。その女の名はおりん、小間物問屋遠野屋の若おかみだった。妻の検分に立ち会った遠野屋主人清之助の眼差しに、違和感を覚える定町回り方同心・小暮信次郎そして、岡っ引・伊佐治は事件を追い始める。

稲垣屋惣助が殺され、あの日、橋のたもとで蕎麦を売っていたおやじが行方不明になる。おりんの死に関係があるのか？おりんと関わっていた人物とは？そして、徐々に明かされる遠野屋清之助の過去のミステリアスでもあり、哀しい物語だ。

この本を読んだ人 | ペンネーム/ノンちゃん

## 御杖小・中学校開放図書館利用案内

- 場 所** 御杖小・中学校図書室(1階)
- 開 放 日 時** 毎週土曜日 13:00~17:00まで
- 貸出冊数(期間)** 1人5冊まで(4週間以内)  
小学校・中学校の蔵書も借りることができます。
- リ ク エ ス ト** 読みたい本が書架に見あたらないときは、予約リクエストカードに記入してください。





## 春の交通安全県民運動が実施されます。

### 期 間

4月6日(土)から4月15日(月)までの10日間  
※4月10日(水) 交通事故死ゼロを目指す日です。

### スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり  
～大和の交通マナーを高めよう～

### 運動の重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 高齢者の交通事故防止(奈良県重点)
- (5) 二輪車、原付車の交通事故防止(奈良県重点)

### 駐在所から村民の皆様へ

春の交通安全県民運動が実施される4月中は、県下全域で交通指導取締りが強化されます。

シートベルトやチャイルドシートの正しい着用を心がけ、特に、速度超過、一時不停止、歩行者妨害、信号無視、携帯電話のながら運転等の違反に気をつけて安全運転をお願いします。



## 奈良県警察安全・安心アプリ【ナポリス】を活用しましょう!

先月号の駐在所だよりでもお知らせしましたが、令和6年3月1日から、スマートフォン用アプリ【ナポリス】が運用されています。

【ナポリス】のアプリを入手し登録すれば、

- 今ココ：現在地を登録した家族や知り合いに連絡・共有することができる。
- パトロール：見守りパトロール活動の状況が確認でき、活動内容に応じてポイントがもらえる。
- マップ：奈良県内で発生した犯罪・不審者情報等をマップで確認できる。
- ブザー：スマートフォンを防犯ブザーとして使うことができる。
- ちかん対策：画面をタップするとちかん撃退の音声が鳴る。さらに登録したメールアドレス宛にメール、設定したメンバーにプッシュ通知がそれぞれ配信され、位置情報を共有することができる。
- 特殊詐欺対策：画面をタップすると特殊詐欺警告の音声が鳴る。
- 通知履歴：プッシュ通知の送受信履歴が一覧で表示される。
- ナポ君メール：ナポ君メールで配信された情報が確認できる。
- お知らせ：奈良県警察からのお知らせが表示される。
- 安否確認：メンバーが最後にアプリにアクセスした日時を表示する。
- 奈良県警察ホームページ：奈良県警察のホームページが閲覧できる。
- YouTube：奈良県警察のYouTube公式チャンネルが視聴できる。
- 相談窓口：各種相談窓口の情報が表示される。
- リンク集：ナポリスに関連したリンクが表示され、ブラウザでリンクページが表示される。

等の機能が利用できます。



ナポリス

二次元コードから  
アプリを入手し  
インストールしてください。



「今ココ」機能は、家族や知人間で共有すれば、子供や高齢者が行方不明になった際などに活用できますし、「安否確認」機能は、高齢者などがアプリを利用していれば、離れて暮らす家族が安否確認に利用することができます。

これまで【ナポ君メール】で配信していた犯罪情報等も引き続き確認できることから、新たに【ナポリス】アプリを利用されることをお勧めします。

# 姫石の湯



営業時間  
11:00~20:00  
(19:30受付終了)  
☎0745-95-2641

## 村民向け入浴優待料金

村の制度として、村民限定料金（御杖村に住民票がある方限定）で姫石の湯の入浴料金がお得です。

## 《ご優待料金》

大人300円  
小学生以下のお子様は無料

ご利用にあたりましてはフロントにてお問合せください。

## ※ご注意ください

御杖村に住民票がある方が対象の村の制度となっております。

入学、就職等、春は転出が多いシーズンですが、転出された場合、この制度はご利用いただけなくなります。

カードをお持ちの方は転出の際、姫石の湯にもご連絡をお願いします。

制度の趣旨をご理解いただければ幸いです。

よろしくお願いたします。



村民カード見本



## 温泉カレンダー 4月

日	男湯	女湯	姫石の湯
1月	木風呂	石風呂	●
2日	木風呂	石風呂	定休日
3日	木風呂	石風呂	◇
4日	石風呂	木風呂	◎
5日	木風呂	石風呂	
6日	石風呂	木風呂	
7日	木風呂	石風呂	●
8日	石風呂	木風呂	定休日
9日	石風呂	木風呂	定休日
10日	石風呂	木風呂	◇
11日	木風呂	石風呂	◎
12日	石風呂	木風呂	
13日	木風呂	石風呂	
14日	石風呂	木風呂	●
15日	木風呂	石風呂	定休日
16日	木風呂	石風呂	◇
17日	石風呂	木風呂	◎
18日	木風呂	石風呂	
19日	石風呂	木風呂	
20日	木風呂	石風呂	●
21日	石風呂	木風呂	定休日
22日	木風呂	石風呂	◇
23日	石風呂	木風呂	◎
24日	木風呂	石風呂	
25日	石風呂	木風呂	●
26日	木風呂	石風呂	◇
27日	石風呂	木風呂	◎
28日	木風呂	石風呂	
29日	石風呂	木風呂	●
30日	木風呂	石風呂	定休日

●…特別風呂 ◇…お隣町村感謝デー ◎…シルバーデー

※「姫石の湯バス」については、温泉へお問い合わせください。 ☎0745-95-2641

## 4月25日は「プリンの日」

今、姫石の湯、街道市場みつえでは村内平飼い卵を使用したオリジナルプリンを販売しております。

プリンの日価格として

4月25日限定390円にて販売いたします。

ぜひ、お得なこの機会にみつえプリンをご賞味ください。



## 特別風呂

毎週月曜日は特別風呂の日  
4月は

## 「桜の香湯」

日本を代表する桜をイメージしたやさしい香りのお風呂です。

## 毎月26日は風呂の日！

ご入浴の際に「姫石ポイントカード」に2倍押印します！  
4月は26日(金)です。

※26日が定休日の場合は翌日に振替となります。



姫石ポイントカードは

10ポイントで次回無料ご招待。

20ポイントでさらに、次回無料ご招待と、いつでも使える「入浴招待券」1枚進呈いたします。

NEWS 1

人事異動

村では、新年度に向けて職員の人事異動を4月1日付で発令しました。政策推進課を新設し、当面の課題への取組を推進します。

※青色は異動職員、赤色は新規採用職員、緑色は再任用職員、( )は会計年度任用職員

所属課	課長・主幹	課長補佐	課員			
議会事務局	局長 森本 成則					
総務課	課長 今井 智	中畠 和範 川上 暢子	箸中 駿 徳田 光昭	森田 ななみ 阪口 浩信	鈴木 徳宏	小田 勝稔
政策推進課	課長 古谷 匡敏		大西 聡史	盛岡 奏太		
出納室	会計管理者 松本 慶一		平田 美緒			
産業建設課	課長 中村 康幸 主幹 菊山 大介	登 隆太郎	古谷 智士	横山 友希	棚田 直人	横川 隼也
むらづくり振興課	課長 片岡 保昌	青海 昌睦	平田 瑞樹	河端 作弥	掛川 はる菜	
住民生活課	課長 仲子 雄史	菊山 ケイ子 小森 裕介	大平 拓磨	出上 大貴	佐藤 誠祐	田合 綾
保健福祉課	課長 川上 隆二 (診療所事務長兼務)	峯 直美 森田 多美子 (保育所) 坂井 由香理 (保育所)	仲 敬子	古谷 静香	北見 明日未	寺本 貴輝 西窪 祐平
国保診療所	所長 竹田 啓		長山 理佳	葛本 有利	(嶋 麻佑)	
教育委員会	次長 古谷 依子	平田 悦久	福岡 裕起	吉澤 さくら		

出向及び退職等

東宇陀環境衛生組合	古谷 嘉章
桜井宇陀広域連合	竹村 信樹
宇陀市(宇陀地域ごみ処理広域化)	鈴木 健司
退職	久保田 嵐 西田 椋

NEWS 2

元気に力走! 第19回市町村対抗子ども駅伝大会

第19回市町村対抗子ども駅伝大会が3月2日土曜日、橿原市の橿原運動公園で行われました。児童数の減少に伴いチーム編成をすることが難しくなっている中、今回は計8名(男子3名、女子5名)が集まり、1月中旬より放課後練習を重ねてきました。

オープン参加を含む県下36市町村の代表チームが参加した本大会は、男女混合全6区間(1区間1,630m 総距離9,780m)で争われました。優勝は五條市代表チームでタイムは34分30秒、御杖村代表チームのタイムは47分36秒で総合34位でした。

チームがひとつとなって襷をゴールへつないだ御杖村代表チームは、前回大会の48分46秒の記録を更新しステップアップ賞が贈られました。

また、駅伝大会終了後のタイムトライアルレースに参加した2人の児童たちも日々の練習以上の成績をおさめました。

御杖村体育協会では、県内の子どもたちの体力向上と連帯感の育成を目標とするこの大会の趣旨に賛同し、今後も学校と協力を図りながら、選手のサポートを行っていきたくと考えています。



御杖村代表チーム

- 【6年生】●鈴木 希虎 ●鈴木 颯希  
●平田 晴也 ●中嶋 夏逢
- 【5年生】●岡田 有華 ●北川 楓和  
●竹之内 姫音 ●山本 堇

